

議案第 51 号

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標を定めることについて

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標を次のとおり定めることについて、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 25 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

山陽小野田市長 白井博文

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標 目次

(基本的な目標)

- 第 1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織
- 第 2 教育研究等の質の向上に関する目標
- 第 3 地域社会との連携、地域貢献に関する目標
- 第 4 業務運営の改善及び効率化に関する目標
- 第 5 財務内容の改善に関する目標
- 第 6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
- 第 7 その他業務運営に関する重要目標

(基本的な目標)

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）は、大学を設置し、及び管理・運営することにより、地方都市における落ち着いた教育環境のもと、学校法人東京理科大学との姉妹校関係を維持強化しつつ、理工系の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する「地域のキーパーソン」の育成に貢献することを目的としている。

今後、公立化により新しく生まれ変わる大学として地域創生における「知の

「ローカル・ハブ」という役割を果たしていくに当たって、

- (1) 技術の進歩に素早く対応できる「確かな基礎学力」と「高度な専門知識」を身につけ、さらに深い教養と学際領域の幅広い知識、創造力と課題解決能力を兼ね備えた、世界的視野で物事を思考できる人間性豊かな科学技術者を育成する。
- (2) 地域における知（地）の拠点として、さらなる产学官連携による地域社会と地域産業の振興、発展に寄与する社会貢献機能を備えた個性ある大学へと進化する。

の2つを基本姿勢として、今後の大学運営を行っていく。

この基本的な目標の実現とあわせ、着実に成果を挙げるための安定した体制、仕組みを早期に確立することを目指して、次のとおり中期目標を定める。

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

次のとおり、学部及び大学院を置くものとする。

工学部：機械工学科、電気工学科、応用化学科

大学院：工学研究科

第2 教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等の充実

教育課程の編成・実施の方針を実現するために、学生が身に付けるべき学習成果を学位授与の方針として具体化・明確化し、学生の学習到達度の的確な把握・測定を通して、卒業認定を行う組織的な体制を整える。

(2) 教員の教育能力向上の推進

設置基準に沿った教員数の確保と、教育活動に必要なバランスが配慮された構成に努める。また、教育点検・改善、教員評価や研修による教員の資質・能力向上に継続的に取り組んでいく。

(3) 学生の受入れに関する方針

入学者受入方針を明確にし、入学者選抜等を公正かつ適正な方法により実施して、入学者受け入れの方針に応じた学生の受入れを推進する。

2 学生への支援に関する目標

(1) 多様なニーズに対応した支援

学生が経済的に安定した環境で学修に取り組めるよう適切な支援を行う。また、学生に対する健康相談、心的相談、生活相談等を適切に行うとともに、学生支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みを整備し、学生支援の改善に反映する。

(2) キャリア支援の充実

学生が自らの職業観、勤労観を培い、社会的・職業的自立を図るために必要な社会基盤力を身に付けることができるよう、キャリア支援・教育と就職・進学に対する相談及び助言体制を整備するなど、教育課程の内外に渡る支援を充実するとともに、地域の要請に応えた取組を促進する。

3 研究に関する目標

(1) 研究活動の活性化

先端科学・技術研究を推進するための研究者の自主的な独創性のある研究や、組織の枠組みを超えて戦略的に行う共同研究に加え、地域課題の解決や地域の特性をいかした研究を更に促進する。

(2) 研究成果の集積と公表

産学官連携によって大学からの技術移転を促進するとともに、その成果を内外に発信する。

(3) 学術交流の促進

国内外の大学及び研究機関との交流の充実を図り、学術情報の相互交換、共同研究等を推進する。

(4) 研究倫理の徹底

不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、研究者に求められる倫理規範の修得を通して、その徹底を図る。

第3 地域社会との連携、地域貢献に関する目標

1 地域コミュニティの中核的存在としての拠点化

「知（地）の拠点」（地域コミュニティの中核的存在）として、生涯学習の学びの場を提供するとともに、社会ニーズに沿った社会人教育を開き、地域再生・活性化の拠点として地域貢献を図る。

2 産業界との連携

産学官の連携によって大学からの技術移転を促進するとともに、新商品の開発や新しい産業・技術を創出できるような環境の整備を図る。

3 政策形成等に貢献するシンクタンク機能の発揮

様々な地域の課題に対して、大学の持つ知的・人的資源を活用し、その解決に向けた調査研究や政策形成に寄与する役割を担う。

4 学生の地元定着

地域を支える課題探求能力と問題解決能力を備えた人材育成に努め、市内及び県内企業への就職支援を促進する。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

大学設置の目的を達成するために定款で定める役員及び審議機関を置き、運営の仕組みとしての体制を構築し、経営と教学のコミュニケーションを円滑に保ちながら、迅速に意思決定を行える組織の確立を図る。

(1) 業務執行体制の強化

業務遂行の管理体制（目標管理制度、事業評価等）を構築し、理事長及び学長のガバナンスを含む権限の適切な分散と、責任の明確化に配慮した組織編成及び業務の効率的な執行体制を確保する。

(2) 人材育成の強化

法人の自律的な運営を支える教職員を育成するため、計画的に人材を採用し、教職員の資質・能力向上のための組織的な研修に取り組むとともに、成果に基づく人事考課制度を適正に運用する。

(3) 開かれた大学づくりの推進

大学の活動内容が広く住民に周知され、地域社会の要請が大学運営に適切に反映されるよう、大学に関する情報の積極的な提供、外部の有識者等が大学運営に参画する仕組みの充実など、地域に開かれた大学づくりに資する取組を進める。

(4) 評価制度等の活用による業務運営の改善に向けた継続的な取組の推進
自己点検・評価、評価委員会による評価などの評価制度や監事による業務監査を活用し、業務運営の改善に向けた継続的な取組を進める。

(5) 他の教育機関等との連携

教育の質の保証や、研究活動の促進、高度化する大学運営の諸課題を組織的かつ適切に処理するため、国内外の大学・研究機関等との学術交流や学生の相互交流をはじめとした機能的かつ有意義な連携・交流を深める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

(1) 教育研究組織の見直し

大学が、その特色を生かしつつ、学問の進展や社会の要請に対応し、より効果的、効率的な教育研究活動を行うことができるよう、教育研究組織について、必要に応じ適切な見直しを行う。

(2) 薬学部の設置

平成30年4月を目標に、新たな理系領域の体制づくりとしての薬学部の設置に向けて取り組んでいく。

3 人事の適正化に関する目標

(1) 教職員にインセンティブが働く仕組みの確立

能力、意欲及び業績が教職員の待遇等に適切に反映される制度を導入することにより教職員にインセンティブが働く仕組みを確立し、教職員の資質の向上、ひいては教育研究の活性化に資する。

(2) 全学的な視点に立った公正、公平で客観的な制度の構築

学部の枠を超えて、全学的な視点に立った戦略的、効果的な人事を行うことができ、公正性、透明性及び客観性が確保される制度を構築する。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標

社会情勢の変化や住民のニーズに的確に対応した効果的かつ効率的な事務処理を行うため、事務処理の簡素化、外部委託の活用、情報化の推進等の業務の見直しを進めるとともに、事務組織について常に見直しを行う。

第5 財務内容の改善に関する目標

1 自己収入の増加に関する目標

定員確保による学生納付金のほか、外部資金の獲得などに積極的に取り組み、自主財源の安定的確保により、健全な法人運営を行うための経営基盤の強化を図る。

(1) 授業料等学生納付金

授業料をはじめとする学生納付金は、法人の業務運営における最も基礎的な収入であることを踏まえ、法人収支の状況、社会情勢等を勘案し、適正な料金設定を行う。

(2) 外部研究資金等の積極的導入

法人の収入の大部分は授業料等学生納付金と運営費交付金とで占められているが、これに加えて、教育研究の水準のさらなる向上を目指し、外部研究資金等の導入に努める必要がある。このため、科学研究費補助金をはじめとする競争的研究資金の獲得や、産学官連携、地域連携による共同研究、受託研究に積極的に取り組む。

2 経費の抑制に関する目標

地域に支えられた大学であることを踏まえ、自立的な大学運営を行うに当たり、予算の弾力的、効率的な執行、管理的業務の簡素化、合理化、契約方法の改善などにより、経費の適正化を図る。また、教育研究の水準の維持向上に配慮しながら、組織運営の効率化、適正な人員配置等を進める。

3 資産の管理及び運用に関する目標

教育研究の水準の向上の視点に立って、資産の有効かつ効率的な活用に努め、適正な維持管理を図るとともに、地域貢献活動の一環として、教育研究に支障のない範囲で、大学施設の地域開放を促進する。また、知的財産権の保護と効果的・効率的な民間への技術移転の推進のため、特許の申請や利用促進等について、積極的な取組を行う。

第6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

教育研究及び組織運営の状況について自己点検・評価を定期的に実施するとともに、外部委員の意見を反映させるなど、その内容、方法の一層の充実に取り組む。また、評価結果については、速やかに公表するとともに、法人が、業務運営の改善に取り組んでいる状況を住民に開示する。

第7 その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備、活用等に関する目標

教育研究、地域貢献等に関する長期的な見通しの下で、既存施設の活用を含めて、教育研究、情報基盤等の高度化、多様化に対応した施設の機能についての検討を行い、全学的な見地から全ての施設の効率的・弹力的な運用を促進する。

2 安全衛生管理に関する目標

教育研究活動の円滑な実施に資するため、教職員、学生の安全と健康の確保に関する取組を総合的かつ計画的に行うとともに、継続的にその水準の向上を図ることができる仕組みを確立する。

3 法令遵守及び危機管理に関する目標

大学人として求められる研究倫理や社会規範の厳守等の法令遵守及び危機管理に資する内部統制の充実・強化に取り組み、その成果を業務運営に反映させる。